

児童手当の申請手続きについて

申請手続きについて

六十一一年六月一日から児童手当法が改正され、二人目の子どもから支給されるようになりましたが、三年間の移行措置として段階的に改正されるため、六十一年度は二人目の子どもが、五十九年六月以降出生した児童が対象となりましたが、六十二年度は五十

八年四月二日以降出生した児童が対象となります（満四才未満）

支給の対象となる児童を養育している方は、市役所福祉事務所へ届け出をして下さい。前年の収入が一定の額以内であれば、四月分から支給対象となります。なお四月以降二

子・三子が出生した場合も、早めに児童手当の申請をして下さい。支給は申請の翌月分からとなります。申請しないと手当は受けられませんので念のため申し添えます。

新制度（第二子）

二月から三月末日まで

持参するもの

印鑑

届出期間

五月十三年四月一日以前に出生した児童は四月一日より支給の対象からはずされます。

三月末をもつて資格喪失となりますのでご承知おき下さい。

なお残額（二月・三月分について）は四月に支給する予定です。

（市内の金融機関で扶養義務者の預金通帳）

◎現在児童手当を受給中の方の改正による資格喪失について

（市内の金融機関で扶養義務者の預金通帳）

足の不自由な子、ちえのおくれた方（成人も含まれる）体の発育がおくれている子、ひきつけのある子などの家庭療育

所の相談などを受け付けます。

お子さんを連れて、気軽に

ご相談下さい。

『巡回療育相談』

この巡回療育相談では、手

足の不自由な子、ちえのお

くれた方（成人も含まれる）体の

発育がおくれている子、ひき

つけのある子などの家庭療育

所の方法や職業の適性、施設入

所の相談などを受け付けます。

お子さんを連れて、気軽に

ご相談下さい。

期日 2月25日(水)

時間 午前10時～午後3時

場所 文化会館三階研修室

相談員 整形外科医師 神経科医 娩児相談所

主催 都留市精神薄弱者更生相談所

所 山梨県都留児童相談所

相談員 経科医師 娩児相談所専門職員

高部さき子 保健婦



戦後四十一年の歳月が経過しましたが、旧軍人、準軍人、軍属、準軍属またはその遺族で恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法などによる給付制度をよく知らないため、恩給や年金、扶助料、諸給付金等を請求しない方あるいはその後の法律の改正により、新たに対象になつていても知らない方も多数あらうかと思われます。

県では、これらの方々の相談に応じ、その手続き等について理解していただくため、次の日時・場所で巡回相談所

の巡回に対する援護

旧軍人・軍属及びその遺族に対する援護

恩給等の巡回相談

Q 以前は婦人会で子宮がん自己採取法の検診のすすめがあり、毎年受けていましたが、病院での検診になつてからついめんどうになり受けていません。毎年受けなければいけないものでしょうか。

A 都留市では、昭和五十八年から医療機関での検診になりましたが、変わったばかりの頃に比べ、最近は受診者も増えています。又自己採取法を用いて検診を受け、「今年も」と申し込む人もいます。この様に、子宮がん検診を毎年の計画に取り入れて「異常なし」を確かめている人が次第に増えてきています。このことはとてもよいことです。

しかし、残念なことに「昨年受けたから今年はいい」と切です。他の病気もわかります

医療機関の検診では、がんだけでなく、子宮筋腫・炎症など他の病気もみつけることができます。

運転資金を必要とするあなたへ!!

「円高闊連対策融資」

為替相場の急激な変動によ

り著しい影響を受け資金調達

が困難な中小企業者で、輸出

業者及び輸出品製造業者（下

請企業者を含む）であり、そ

れぞれ次の条件を満たす者。

(1) 輸出比率が20%以上。
(間接輸出を含む)

(2) おおむね最近三ヶ月間の平均売上高又は、受注量